

令和 7 年

5 月市議会臨時会応訴の基本方針案

議案会第 1 2 号 議決の取消しを求める訴えに係る応訴の基本方針…………… 3

議案会第 1 2 号

豊橋市長が「議案会第 1 7 号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」の再議について」に対する議決の取消しを求めて、地方自治法第 1 7 6 条第 7 項の規定により令和 7 年 4 月 2 2 日付けで提起した訴えに対し、応訴の基本方針を提出する。

令和 7 年 5 月 1 5 日提出

提出者 豊橋市議会議員 土 屋 祐 司

同 本 多 洋 之

同 伊 藤 哲 朗

同 石 河 貫 治

同 宍 戸 秀 樹

同 山 本 賢太郎

同 星 野 隆 輝

同 松 崎 正 尚

同 尾 林 伸 治

議決の取消しを求める訴えに係る応訴の基本方針

豊橋市議会は、「議案会第17号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」の再議について」に対して令和7年1月29日に「さきの議決のとおり決定」とした議決について、豊橋市長が地方自治法第176条第7項の規定により本件議決の取消しを求めて名古屋地方裁判所に提起した訴え（令和7年（行ウ）第36号 議決取消請求事件）に応訴するに当たり、本件議決は議会の権限を超えたものでも、違法なものでもないとの趣旨で主張及び立証をするものとし、そのための一切の権限を豊橋市議会議長に委任する。